

審判規定

一般社団法人日本ボクシング連盟審判部

1. はじめに

この規定は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「日本連盟」という）競技規則（以下「競技規則」という）第12条に定める公認審判員の等級、受験資格、資格認定、更新等、競技規則28条に定めるデピュティスーパーバイザー（以下「DS」という）の受験資格、資格認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 審判員について

- ① 全国大会・ブロック大会のトーナメントでは競技開始前に審判部部員によるセミナーを受講した審判員がその競技会に参加できる。このセミナーはセコンド資格保持者も参加することができる。
- ② 全国大会のトーナメントには日本連盟審判部から指名を受けた審判と各ブロック審判長から推薦された審判（ブロックあたり1名）が参加する。
- ③ 審判技能の向上のため全国大会のトーナメントでは各試合を審判評価者により評価され指導を受ける。
- ④ 全国大会のトーナメントでは原則として両選手の所属都道府県以外の審判を機械抽選により決定する。ただし、決勝戦、準決勝戦の審判は、審判評価者の得点により選考する。
- ⑤ すべての競技の判決は会場で公開される。
- ⑥ 全国大会では各試合のレフリーとジャッジの得点を連盟ホームページに公開する。
- ⑦ 資格更新のためにはその4年間に当該級の審判員として活動したことが条件となる。
- ⑧ 役員登録しない場合は資格が失効となる。
- ⑨ 原則として審判員の定年については、日本連盟審判部の承認を受けた審判部部員以外の審判員は満60歳になる年度までの活動とする。ただし、C級審判員として所属都道府県の競技会に参加する場合は、年度初めに都道府県連盟・審判委員会が審査をし、都道府県連盟医事委員長から審判活動をするのに健康で支障がないとの診断を受けた場合は、満65歳になる年度まで活動することができる。
- ⑩ 競技会や審判試験では審判手帳、役員証の確認を受けなければならない。

3. 公認審判員の等級及び資格

A級	レフリー/ジャッジ、ジャッジ	全国大会
B級	レフリー/ジャッジ、ジャッジ	ブロック大会、東日本大会、西日本大会
C級	レフリー/ジャッジ、ジャッジ	都道府県大会

4. 受験資格

C級：18歳以上で2年以上の実際的経験を持つか、マネージャーや指導者としてボクシングに関わり、これと同等以上と認められる者。

B級：C級R/Jを取得し、都道府県連盟の大会で実際的な経験を積み、都道府県連盟、審判委員会から推薦を受けた者。

A級：B級R/Jを取得し、ブロック大会で実際的経験を積み、ブロック連盟、審判委員会から推薦を受けた競技規則に精通した人格優秀な者。

※原則として同年度に上級資格を続けて受験することはできない。（例：C級JからC級R）

日本連盟に登録がなければ受験することはできない。

ブロックDS：B級R/J以上を取得していて、ブロック連盟、審判委員会から推薦を受けた競技規

則に精通した人格優秀な者。

5. 公認審判員等認定試験

A級試験

原則として全国大会時に3日間で実施する。日本連盟審判部部員が講習及び試験を行い、日本連盟が公認する。この場合において受験者と利害関係のある者はその受験者の審査をすることはできない。

ブロックDS・B級試験

ブロック連盟の要請により、2日間でブロック連盟と開催地都道府県連盟が実施する。所属連盟を別にする2名のブロック審判長か審判部部員が講習及び試験を行い、日本連盟が公認する。

C級試験

都道府県連盟の要請により、2日間で開催都道府県連盟が実施する。原則としてブロック審判長と所属連盟を別にする審判部部員が講習及び試験を行い、日本連盟が公認する。

※ブロックDS・B級試験とC級試験を同時開催することもできる。

成績優秀な場合、受験した級のジャッジ(J)に加えレフリー(R)にも公認することができる。

C級試験は規定の講習・試験が行えれば講師1名で行う事もできる。

6. 受験料 A級試験 15,000円

ブロックDS・B級・C級試験 5,000円

※ブロックDS・B級・C級の受験料は、主催連盟が管理して開催のための予算に充てる。

7. ブロックDS・B級・C級講習・試験内容

1日目		2日目	
競技規則等講習	レフリー/ジャッジ採点機等実技講習	競技規則等筆記試験	レフリー/ジャッジ実技試験
3時間	2時間	1時間	R… 5試合以上 J… 10試合以上 DS… 10試合以上

8. A級試験内容

1日目	2日目	3日目
筆記試験と実技試験	実技試験	実技試験

9. ブロックDS・B級・C級試験、講師等旅費日当規定

講師等の旅費・日当は主催ブロック連盟負担とする。また連絡通信費及び資料作成費として10,000円を日本連盟に納入する。

講師等旅費

交通費	日当	宿泊費
実費…電車計算 100km以上は特急指定料金 ※離島等の場合は飛行機	1日10,000円 補助者は1日5,000円	実費 1泊3食

10. 認定料等 C級7,000円 B級10,000円 A級15,000円

ワッペン料 3,000 円 (A・B・C級)

※合格者の認定料は、各都道府県連盟で合格者氏名通知後 1 カ月以内一括して納入し、その内訳を日本連盟に FAX またはメールで報告すること。認定料を納入しなければ、審判員として活動できない。

1 1. 更新手続き

公認審判員 (A級・B級)・ブロック D S

更新期限 取得年度または更新時から 4 年目の役員登録時に更新についての手続きを行う。

実績確認 更新期限時の役員登録時に、資格更新申請書・健康診断書・過去 4 年間の審判手帳の写しを都道府県連盟が取りまとめ、ブロック連盟を通じて提出する。申請書は、原紙とメールの双方を日本連盟に送付すること。

※ 但し次の者は資格更新対象外とする。

日本連盟公認 D S および日本連盟審判部部員、期間内に国際大会に参加した国際審判員。

更新料 審判 : 5,000 円、D S : 5,000 円 (都道府県連盟が取りまとめて日連に納入する。)

その他 4 年間活動実績がない場合は、認定されていた資格からの再受験とする。

競技での安全管理や管理能力に問題があるときは、全国大会では日本連盟審判部、ブロック大会ではブロック審判委員会の判断で一定期間の資格停止や降格となる場合がある。

審判員として活動しているが更新しない審判員は一つ下の級に降格となる。

更新しない D S は資格が失効となり大会に参加できない。

1 2. 改廃

本規程の改廃は、審判部で検討し、業務執行理事会の承認を得て行うものとする。

附則

1. この規定は、令和元年度から施行する (施行日 : 令和元年 5 月 27 日)。